

# 富士見市議会の概要

令和6年度版



富士見市議会

## 富士見市議会の概要 掲載の内容について

### 第1章「市の概要」

- ・市の位置や面積、人口及び世帯数は「統計ふじみ」の内容より、発行時の最新情報を抜粋して掲載。
- ・財政については、発行する年度の内容。
- ・行政組織図は、発行する年度の内容。

### 第2章「議会のあらまし」

- ・議員数、議会費等、議会の組織等は、発行年度の4月1日時点の内容。
- ・本会議及び委員会の内容は、前年（暦年）1月～12月の内容。

### 資料編

- ・市長提出議案一覧及び審議結果、議員提出議案一覧及び審議結果、請願・陳情一覧及び審議結果は、前年（暦年）1月～12月の内容。
- ・歴代の正副議長、議員名簿等は、発行時の最新情報を掲載。

# 目 次

市章・沿革・市の木・市の花・市のマスコットキャラクター・市の鳥	1
富士見市民憲章	2
人間尊重宣言都市	2
スポーツ振興健康増進都市宣言	3
非核平和都市宣言	3
環境にやさしい都市宣言	4
富士見市ゼロカーボンシティ宣言	4

## 第1章 市の概要

1 市の位置・面積及び地勢等	5
2 人口及び世帯数	7
3 財政	
(1) 年度別各会計当初予算の推移	8
(2) 一般会計当初予算歳入比較表	9
(3) 一般会計当初予算歳入財源別比較表	10
(4) 一般会計当初予算歳出比較表	11
(5) 一般会計当初予算歳出性質別比較表	12
4 行政組織図	13

## 第2章 議会のあらまし

1 議員数（定数・会派等別・年齢別）	15
2 議会費及び議員報酬等	
(1) 議会費予算	16
(2) 議員報酬の推移	16
(3) 議員期末手当	16
(4) 費用弁償等	16
(5) 政務活動費	17
3 議会の組織	
(1) 常任委員会	17
(2) 議会運営委員会	18
(3) 特別委員会	18
(4) 広報広聴委員会	18
(5) 災害時対応検討委員会	18
(6) 全員協議会	19

(7) 会派代表者会議	19
(8) 議会事務局	19
4 議会運営（定例会の基本的な流れ）	20
5 本会議及び委員会の開催状況及び付議件数	23
◎本会議	
(1) 開催状況	23
(2) 市長提出付議事件数	23
(3) 議員提出付議事件数	24
(4) 市政一般質問及び諸要件	24
(5) 請願・陳情件数及び諸要件	24
① 請願・陳情件数	24
② 請願・陳情の提出要件及び取扱い等	25
③ 請願・陳情の取扱い基準	25
◎委員会	
(1) 開催状況	27
(2) 行政視察	27
(3) 委員会研修	28
6 会議録	29
7 議会映像インターネット配信	29
8 議会報	30
9 意見交換会	30
10 議員研修	30

## <資料編>

[資料1] 市長提出議案一覧及び審議結果（令和5年1月～令和5年12月）	31
[資料2] 議員提出議案一覧及び審議結果（令和5年1月～令和5年12月）	38
[資料3] 請願・陳情一覧及び審議結果（令和5年1月～令和5年12月）	43
[資料4] 歴代の正副議長	44
[資料5] 議員名簿	46
[資料6] 議場内議席図	47
[資料7] 議会棟平面図	48
[資料8] 富士見市議会基本条例	49

## 市章の由来

富士山に見える市ということで市章の中央に富士をおき、周囲に3本の川（荒川、新河岸川、柳瀬川）と旧3か村（鶴瀬村、南畑村、水谷村）の合併を意味した円を配し、富士見を象徴したものです。



## 沿革

明治22年4月	町村制が施行され、鶴瀬、南畑、水谷の各村が発足
昭和31年9月30日	鶴瀬、南畑、水谷の3村が合併して富士見村が発足
昭和39年4月1日	富士見村が町制を施行し、富士見町が発足
昭和47年4月10日	富士見町が市制を施行し、富士見市が発足

## 市の木『けやき』

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても市内でよく見かけます。成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の発展との結びつきを感じさせます。

また、昔は一本のけやきが一家の生計を救うこともあったという貴重な木でもあります。

## 市の花『ふじ』

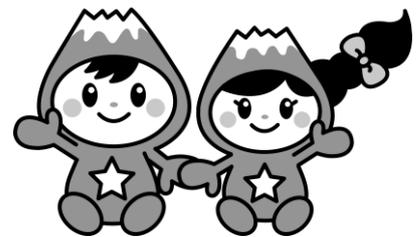
優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人と人との語り合いや団結を感じさせ、富士見市民がひとつひとつの花のように思われます。

## 市のマスコットキャラクター『ふわっぴー』

市制施行40周年記念事業のマスコットキャラクターのデザイン募集にて、143点の応募の中から選ばれたキャラクターです。平成24年4月10日に行われた市制施行40周年記念式典で市民のみなさんの前に初登場しました。

富士見市の魅力をひとりでも多くの方に知っていただけるように、元気な笑顔で活動していきます。

「ふわっぴー」は、富士見市に住む4才の双子の兄妹。おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんの6人家族で、農業をして暮らしています。畑では野菜や果物をたくさん作っています。



## 市の鳥『かわせみ』

かわせみは、市内を流れる新河岸川、柳瀬川、びん沼川などの水辺でよく見られ、頭から背中にかけて翡翠（ひすい）色、お腹はオレンジ色をしている色鮮やかな鳥です。また、くちばしは小魚などを捕まえるために大きく、その姿は愛嬌（あいきょう）があり、誰からも愛され、親しまれる鳥です。

未来に向かってキラリとかがやき続ける市をイメージし、自然愛護のシンボルとしてもふさわしいことなどから、市の鳥に定められました。

# 富士見市民憲章

わたくしたちは、自然のめぐみと永い伝統にはぐくまれた人情豊かな富士見市民です。

これからも、希望にもえて未来をひらく富士見市民であることに誇りをもち、ふるさとの限りない発展としあわせをねがい、ここに市民の心がまえとして、たゆまず努力することをめざし、この憲章を定めます。

1. なによりも、人の心といのちを大切にすまちをつくりましょう。
1. 自然を愛し、緑ゆたかな明るいまちをつくりましょう。
1. 健康で仕事にはげみ、しあわせな家庭をつくりましょう。
1. きまりを守り、助けあい、平和なまちをつくりましょう。
1. 教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。

昭和 57 年 4 月 10 日 市制施行 10 周年記念制定

# 人間尊重宣言都市

富士見町教育目標「人間尊重」

1. からだと心の健康を高めよう。
2. 自分をたいせつにするとともに他人を尊重しよう。
3. 個性をよりよく生かし社会のために役だてよう。

<決議文>

われわれは、前代未聞の終戦といういたいたしい事実直面してからここに 20 年、経済は成長し、表面上の文化は向上したかに見えるが、人間価値観のより所を失った中老年層、その精神的混乱の中に育った青少年、若年層は極めて利己的となり、ものごとに対して、すべて物資中心に判断する傾向さえも生じてきた。

今こそわれわれは、人間永遠の幸福のために、憲法にも教育基本法にも強く唱われている「人間尊重」の精神を、全町民の共同の生活目標とし、老も若きも男も女も、町民一人一人にこの精神を理解体得させ、真の民主主義をこの精神の上に打ち立て、人間のあるべき姿を基本とした真の幸福を、富士見町民全体の意志において築き上げなければならない。

上記、趣旨に基づき、富士見町議会は全町民を代表し、当町を「人間尊重の町」とすることをここに宣言する。

昭和 41 年 9 月 13 日決議 富士見町議会

# スポーツ振興健康増進都市宣言

(昭和 51 年 12 月 22 日決議 富士見市議会)

豊かな緑と太陽、健康な心とからだをめざし、健康で明るいまちづくりは、市民みんなの願いです。

私たち富士見市民のひとりひとりがすすんでスポーツに親しみ、スポーツを通しておたがいの交流と連帯の輪をひろげ、健康増進運動を進めることを誓い、ここにスポーツ振興健康増進都市の宣言をします。

昭和 52 年 9 月 30 日 富士見市

# 非核平和都市宣言

(昭和 59 年 6 月 16 日決議 富士見市議会)

私たちは、何よりも家庭の平和を願い、世界の平和を願っています。

しかし地球をおおっている核兵器は、世界の平和と安全を脅かしています。

私たちは、広島・長崎の過ちを再び繰り返させてはなりません。

私たちは、平和憲法を大切に世界の人びとと手をつなぎ核をもつすべての国に「今すぐ核兵器を捨てよ」と訴えます。

この市民の声と願いを非核平和都市富士見市の宣言とする。

昭和 62 年 7 月 19 日 富士見市

## 環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。  
私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。  
私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。  
私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。  
私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成 12 年 4 月 10 日 富士見市

## 富士見市ゼロカーボンシティ宣言

～ 市民・事業者・行政の協働による脱炭素社会の実現に向けて ～

富士見市では、平成 12 (2000) 年 4 月 10 日に「環境にやさしい都市宣言」を行い、市民・事業者・行政が一丸となって、自然環境の保全に取り組んできました。

特に、ごみ減量化の取り組みでは、市民や事業者の地道な努力により、埼玉県内の市では、1 人 1 日当たりのごみ排出量の少なさは、常に最上位となっています。

このような中、近年、地球温暖化の影響とみられる異常気象による災害が国内外で多発しており、気候危機というべき深刻な状況にあります。

2018 年に公表された気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、2015 年に合意されたパリ協定を踏まえ、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされ、政府においても、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

富士見市においては、地球温暖化という一刻の猶予もない課題に対し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの更なる推進が求められています。

2050 年は遠い未来ではありません。水と緑に恵まれた暮らしやすいこの富士見市を、次世代にしっかりと引き継ぐため、市民・事業者・行政の協働により、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和 4 年 4 月 10 日 富士見市

# 第1章 市の概要

## 1 市の位置・面積及び地勢等

(1) 市役所の所在地 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

(2) 市役所の位置等(「統計ふじみ」より)

- ・北緯 35度51分24秒
- ・東経 139度32分57秒
- ・海拔 4m～25m

(3) 市の面積 19.77km<sup>2</sup>

(4) 気象(令和5年)

年間平均気温17.2℃ 最高気温38.9℃ 最低気温-5.3℃  
年間降水量1018.5mm(「統計ふじみ」より)

(5) 地勢

本市は、埼玉県の南東部に位置し、県都さいたま市をはじめ、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町に接している。面積は19.77平方キロメートルで、県全体の面積に対する割合は0.52パーセントとなっている。

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地によって大きく2分されているが、さらに台地部は、諸河川によって分断され、それぞれが独立した小台地を構成している。南西部の洪積層からなる武蔵野台地は、明治、大正初期には、台地林が帯状に連続した、いわゆる武蔵野の雑木林が広がっていたが、現在は大半が住宅地と畑作地帯となっている。北東部の沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と江戸時代から大正時代まで、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川の2つの1級河川を擁する水田地帯となっている。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代の水害を防ぐための河川改修によるものである。旧荒川はびん沼川としてその面影をわずかに残している。

地質をみると、台地は風積の火山灰からなる赤土(ローム)でおおわれている一方、低地の主部は黒泥層が広く分布している。また、低地には氷河期後の海面上昇により約5500年前に縄文海進とよばれるように海が広がり、台地縁辺部には多くの貝塚等の遺跡が残存している。

## 富士見市の位置

埼玉県の南東部、首都 30 キロメートル圏に位置し、東は荒川をへだててさいたま市に、北は川越市・ふじみ野市に、西は三芳町に、南は志木市にそれぞれ接しています。

富士見市の広域的な位置



北緯 35 度 51 分 24 秒  
東経 139 度 32 分 57 秒  
海拔 4 メートル～25 メートル  
東西 7.0 キロメートル  
南北 6.8 キロメートル  
面積 19.77 平方キロメートル



## 2 人口及び世帯数

### (1) 人口及び世帯の推移

\*平成24年7月9日から外国人住民の方も住民基本台帳に載ることになりました。

(各年10月1日現在 単位：人)

年	総数	男	女	世帯数
昭和31年(3村合併)	10,844	5,403	5,441	1,853
39年(町制施行)	20,164	10,106	10,058	4,930
47年(市制施行)	61,650	31,067	30,583	17,700
50年(1975)	69,795	35,050	34,745	20,274
55年(1980)	79,587	40,194	39,393	23,623
60年(1985)	85,636	43,198	42,438	26,575
平成元年(1989)	93,632	47,534	46,098	31,068
5年(1993)	94,939	48,262	46,677	33,498
10年(1998)	98,762	50,021	48,741	37,113
15年(2003)	103,954	52,532	51,422	41,428
20年(2008)	104,139	52,457	51,682	43,867
25年(2013)	108,306	54,184	54,122	47,448
30年(2018)	111,055	55,029	56,026	51,105
令和元年(2019)	111,674	55,270	56,404	52,049
2年(2020)	112,127	55,322	56,805	52,931
3年(2021)	112,382	55,261	57,121	53,621
4年(2022)	112,847	55,364	57,483	54,313
5年(2023)	113,165	55,530	57,635	55,128

(市民課)

### (2) 国籍・地域別外国人住民数の推移

(各年10月1日現在 単位：人)

国籍・地域	年							
	平成10	平成20	平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	
中国及び台湾	215	565	1,048	1,168	1,145	1,168	1,175	
ベトナム	—	—	287	356	403	432	493	
フィリピン	126	302	335	350	373	373	395	
韓国及び朝鮮	230	299	271	258	237	242	255	
ネパール	—	—	128	182	205	238	277	
ブラジル	166	101	31	35	34	37	34	
米国	23	27	20	34	34	35	34	
その他	187	249	271	271	284	361	475	
総数	947	1,543	2,391	2,654	2,715	2,886	3,138	

(市民課)

### 3 財政

#### (1) 年度別各会計当初予算の推移

(単位：千円)

年度 会計名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計		36,571,811	35,748,580	37,796,911	39,038,934	40,663,624
特別会計	国民健康保険	9,507,128	9,580,528	10,161,920	9,755,684	9,490,871
	後期高齢者 医療事業	1,287,657	1,290,227	1,476,260	1,505,956	1,691,286
	介護保険	7,384,563	7,714,602	7,754,204	8,073,065	8,568,665
	鶴瀬駅西口 土地区画整理事業	293,685	289,664	298,356	184,957	246,461
	鶴瀬駅東口 土地区画整理事業	457,053	562,151	1,183,787	363,220	390,223
	公共用地先行 取得事業	—	69,994	200,000	—	—
企業会計	水道事業	2,360,409	2,297,292	2,692,271	2,569,564	2,595,520
	下水道事業	3,266,416	2,983,127	3,062,110	3,382,585	3,305,957
合計		61,128,722	60,536,165	64,625,819	64,873,965	66,952,607

(「予算書」より)

※企業会計の数値は、収益的支出と資本的支出を合算した数値

## 令和6年度当初予算歳入比較表

【 款 別 】

(単位：千円、%)

款	令和6年度 当初予算額 A	構成比	令和5年度 当初予算額 B	構成比	増減率 A/B
市 税	16,472,910	40.5	16,169,593	41.4	1.9
地 方 譲 与 税	214,536	0.5	203,844	0.5	5.2
利 子 割 交 付 金	8,000	0.0	8,000	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	101,000	0.3	116,000	0.3	▲ 12.9
株式等譲渡所得割交付金	133,000	0.3	130,000	0.4	2.3
法 人 事 業 税 交 付 金	90,000	0.2	86,000	0.2	4.7
地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000	6.1	2,400,000	6.1	4.2
ゴルフ場利用税交付金	2,000	0.0	2,000	0.0	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	50,000	0.1	35,000	0.1	42.9
地 方 特 例 交 付 金	150,000	0.4	140,000	0.4	7.1
地 方 交 付 税	4,130,000	10.2	3,500,000	9.0	18.0
交通安全対策特別交付金	11,000	0.0	12,000	0.0	▲ 8.3
分 担 金 及 び 負 担 金	434,146	1.1	419,627	1.1	3.5
使 用 料 及 び 手 数 料	283,542	0.7	293,984	0.8	▲ 3.6
国 庫 支 出 金	7,886,780	19.4	7,412,061	19.0	6.4
県 支 出 金	3,323,597	8.2	3,045,357	7.8	9.1
財 産 収 入	26,785	0.1	22,729	0.0	17.8
寄 附 金	45,353	0.1	30,620	0.1	48.1
繰 入 金	1,869,725	4.6	1,477,166	3.8	26.6
繰 越 金	250,000	0.6	250,000	0.6	0.0
諸 収 入	1,122,250	2.8	789,753	2.0	42.1
市 債	1,559,000	3.8	2,495,200	6.4	▲ 37.5
歳 入 合 計	40,663,624	100.0	39,038,934	100.0	4.2

## (3) 一般会計当初予算歳入財源別比較表

## 歳入財源別比較表

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度当初予算額		令和5年度当初予算額		増 減		
		金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	金 額 (A) - (B)	増 減 率	
自 主 財 源	市 税	16,472,910	40.5	16,169,593	41.4	303,317	1.9	
	財 産 収 入	26,785	0.1	22,729	0.0	4,056	17.8	
	使用料及び手数料	283,542	0.7	293,984	0.8	▲ 10,442	▲ 3.6	
	そ の 他	分担金及び負担金	434,146	1.1	419,627	1.1	14,519	3.5
		寄 附 金	45,353	0.1	30,620	0.1	14,733	48.1
		繰 入 金	1,869,725	4.6	1,477,166	3.8	392,559	26.6
	他	繰 越 金	250,000	0.6	250,000	0.6	0	0.0
		諸 収 入	1,122,250	2.8	789,753	2.0	332,497	42.1
		小 計	3,721,474	9.2	2,967,166	7.6	754,308	25.4
		計	20,504,711	50.5	19,453,472	49.8	1,051,239	5.4
	依 存 財 源	地 方 交 付 税	4,130,000	10.2	3,500,000	9.0	630,000	18.0
国 庫 支 出 金		7,886,780	19.4	7,412,061	19.0	474,719	6.4	
県 支 出 金		3,323,597	8.2	3,045,357	7.8	278,240	9.1	
市 債		1,559,000	3.8	2,495,200	6.4	▲ 936,200	▲ 37.5	
そ の 他		利子割交付金	8,000	0.0	8,000	0.0	0	0.0
		地方消費税交付金	2,500,000	6.1	2,400,000	6.1	100,000	4.2
		ゴルフ場利用税交付金	2,000	0.0	2,000	0.0	0	0.0
		地方譲与税	214,536	0.5	203,844	0.5	10,692	5.2
		交通安全対策特別交付金	11,000	0.0	12,000	0.0	▲ 1,000	▲ 8.3
		地方特例交付金	150,000	0.4	140,000	0.4	10,000	7.1
		配当割交付金	101,000	0.3	116,000	0.3	▲ 15,000	▲ 12.9
他		株式等譲渡所得割交付金	133,000	0.3	130,000	0.4	3,000	2.3
		環境性能割交付金	50,000	0.1	35,000	0.1	15,000	42.9
	法人事業税交付金	90,000	0.2	86,000	0.2	4,000	4.7	
	小 計	3,259,536	7.9	3,132,844	8.0	126,692	4.0	
	計	20,158,913	49.5	19,585,462	50.2	573,451	2.9	
歳 入 合 計		40,663,624	100.0	39,038,934	100.0	1,624,690	4.2	

## (4) 一般会計当初予算歳出比較表

## 令和6年度当初予算歳出比較表

【 款 別 】

(単位：千円、%)

款	令和6年度 当初予算額 A	構成比	令和5年度 当初予算額 B	構成比	増減率 A/B
議 会 費	249,288	0.6	240,306	0.6	3.7
総 務 費	6,036,449	14.9	4,929,687	12.6	22.5
民 生 費	20,797,734	51.2	19,211,791	49.2	8.3
衛 生 費	2,530,687	6.2	2,512,011	6.5	0.7
労 働 費	5,979	0.0	5,774	0.0	3.6
農 林 水 産 業 費	172,852	0.4	150,834	0.4	14.6
商 工 費	282,430	0.7	164,137	0.4	72.1
土 木 費	2,874,874	7.1	3,352,825	8.6	▲ 14.3
消 防 費	1,301,796	3.2	1,325,530	3.4	▲ 1.8
教 育 費	3,831,803	9.4	4,579,044	11.7	▲ 16.3
災 害 復 旧 費	1	0.0	1	0.0	0.0
公 債 費	2,529,731	6.2	2,516,994	6.5	0.5
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	40,663,624	100.0	39,038,934	100.0	4.2

## (5) 一般会計当初予算性質別比較表

## 歳出性質別比較表

(単位：千円、%)

性 質	令和6年度当初予算額		令和5年度当初予算額		増 減	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	金額 (A) - (B)	増 減 率
義務的経費	22,145,062	54.5	20,593,793	52.8	1,551,269	7.5
人件費	6,338,126	15.6	6,041,172	15.6	296,954	4.9
扶助費	13,277,205	32.7	12,035,627	30.8	1,241,578	10.3
公債費	2,529,731	6.2	2,516,994	6.4	12,737	0.5
投資的経費	2,209,421	5.5	3,388,063	8.6	▲ 1,178,642	▲ 34.8
普通建設事業費	2,209,420	5.5	3,388,062	8.6	▲ 1,178,642	▲ 34.8
補助事業費	187,156	0.5	757,553	1.9	▲ 570,397	▲ 75.3
単独事業費	2,022,264	5.0	2,630,509	6.7	▲ 608,245	▲ 23.1
災害復旧事業費	1	0.0	1	0.0	0	0.0
その他の経費	16,309,141	40.0	15,057,078	38.6	1,252,063	8.3
物件費	7,195,848	17.7	6,733,358	17.3	462,490	6.9
維持補修費	135,750	0.3	119,993	0.3	15,757	13.1
補助費等	5,256,244	12.8	4,929,601	12.7	326,643	6.6
積立金	578,956	1.4	401,102	1.0	177,854	44.3
貸付金	249	0.0	1,037	0.0	▲ 788	▲ 76.0
繰出金	3,092,094	7.7	2,821,987	7.2	270,107	9.6
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳出合計	40,663,624	100.0	39,038,934	100.0	1,624,690	4.2

4 行政組織図 (令和6年4月1日現在)

部等	課等	G・係	主な業務 ○は出先施設等、●指定管理制度により運営
----	----	-----	---------------------------

危機管理監	危機管理課		防災、災害対策、国民保護、その他の危機管理 ○新河岸川河川水防センター
総務部	総務課 (選挙管理委員会)	法規・情報公開G 契約検査G 統計・庶務G 選挙G	条例規則、情報公開、個人情報保護、契約、入札、工事検査、統計、選挙
	秘書広報課	秘書広聴G 広報G	秘書、渉外、広聴、広報
	職員課	人事・人材育成G 給与・厚生G	人事、定員管理、給与、研修、福利厚生
	公共施設マネジメント課	公共施設マネジメントG 財産管理G	公共施設マネジメント、庁舎管理
	営繕課		市有建築物の営繕
	新庁舎整備室		新庁舎整備
	政策財務部	政策企画課	
財政課			予算編成、財政計画
シティプロモーション課			シティプロモーション、地域資源の活用、観光
ICT推進課		運用・管理G DX推進G	情報政策の企画立案、社会保障・税番号制度、オープンデータの提供、ビッグデータの活用
協働推進部	協働推進課	自治・防犯G 交通安全・集会所G	町会、コミュニティの推進、地域まちづくり協議会、市民参加・協働、NPO、防犯、交通安全 ○市立集会所
	文化・スポーツ振興課	文化芸術・国際交流G スポーツG	文化芸術、スポーツ、多文化共生、国際交流 ●市民文化会館キラ☆ふじみ、●市民総合体育館、 ○運動公園・第2運動公園・びん沼公園ミニ野球場
	人権・市民相談課		人権、男女共同参画、市民相談、消費生活
	○ふじみ野交センター、○ピアザ☆ふじみ、○鶴瀬西交センター、○みずほ台コミュニティセンター、●針ヶ谷コミュニティセンター		
市民部	市民課 (出張所)	管理係 市民係 戸籍係 マイナンバー交付係	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、住居表示、一般旅券の発給、個人番号カード ○南畑出張所、○水谷出張所、○西出張所 (サンライトホール)、○水谷東出張所、 ○みずほ台出張所、○ふじみ野出張所
	保険年金課	国保税係 健康保険係 年金係 後期高齢者医療係	国民健康保険、国民年金、高齢者医療
	税務課	諸税係 市民税係 土地係 家屋係	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、各種税証明
	収税課	管理G 徴収処分G	市税・国民健康保険税の収納・徴収、納税証明
子ども未来部	子育て支援課	子育て政策G 手当医療G	子育て支援の総合調整、少子化対策、いじめ防止等対策、子どもに係る医療・手当、ひとり親家庭等の福祉
	保育課	保育係 放課後児童係	保育所等、放課後児童クラブ、児童館 ○公立保育所 (6ヶ所) ●関沢児童館、●諏訪児童館、●ふじみ野児童館、●放課後児童クラブ
	子ども未来応援センター	総務G 母子保健G 子ども未来応援 (計画推進) G 子ども相談・支援G 子育て支援センターG	妊娠・出産・子育てに係る総合相談、母子保健、子どもの貧困、児童虐待、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター
	○みずほ学園 (通園療育G、地域療育G)		

市長 副市長

健康福祉部	福祉政策課	福祉政策係 保護第1係 保護第2係 経理係 福祉給付金係	福祉施策の企画・総合調整、地域福祉、生活保護 ●市民福祉活動センター	
	高齢者福祉課	庶務係 介護保険係 地域包括ケア係 高齢者支援係	高齢者の福祉、介護保険、高齢者の権利擁護、老人クラブ ●老人福祉センター	
	障がい福祉課	給付係 相談支援係	障がい（児）者福祉、障がい者の手当・医療費の支給、障がい者の虐待、障がい者の差別解消	
	健康増進センター	健康予防係 健康づくり支援係 介護予防係	保健指導、食育推進、介護予防、がん検診、自殺予防、歯科口腔保健、感染症等予防 ○高齢者いきいきふれあいセンター	
経済環境部	産業経済課		商工業、地域経済対策、企業誘致、買物支援、多様な働き方、勤労者福祉	
	農業振興課（農業委員会）	農政G 農地G	農業振興、土地改良事業、地産地消 ○南畑ふれあいプラザ	
	環境課	環境保全係 資源・リサイクル係	環境保全、地球温暖化防止、公害防止、資源循環、ごみの減量化、犬の登録及び狂犬病予防	
都市整備部	都市計画課	計画・交通G 公園・緑地G	都市計画、公共交通、緑地の保全、公園、湧水の保全、生産緑地 ●ひん沼自然公園	
	まちづくり推進課		土地区画整理、シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン、水谷調節池の周辺整備、ひん沼自然公園の整備、湧水の整備	
	鶴瀬駅周辺地区整備事務所	総務G 工事G	鶴瀬駅西口土地区画整理事業、鶴瀬駅東口土地区画整理事業	
建設部  (水道事業管理者)	道路治水課	総務G みずとみちG 境界管理・占用G	道路・河川、防犯灯、放置自転車対策 ●市立自転車駐車場 ○市立自動車駐車場	
	建築指導課	建築指導・住宅G 開発指導G	建築確認、開発許可、住宅、空家・空き地対策	
	下水道課	庶務経理G 事業推進G	公共下水道、排水設備工事、荒川右岸流域下水道	
	水道課	庶務G 施設G 給水G	給水、水道料金、浄水場・配水場	
会計管理者	会計室		現金・有価証券の出納・保管、決算の調整、支出等の審査	
<議会>	事務局		市議会に関すること	
<教育委員会>	教育長 — 教育部	教育政策課	総務企画G 施設管理G	教育委員会会議、人事、教育行政の重要施策の企画・総合調整、学校施設の維持管理
		生涯学習課	生涯学習G 図書館G 文化財G	生涯学習、青少年健全育成、文化財保護 ●中央図書館、●図書館ふじみ野分館、●図書館鶴瀬西分館
		学校教育課	管理G 指導G 学務・保健G	学校教育、通学区域の指定、通学路設定
		教育相談室		教育相談、適応指導教室
		○鶴瀬公民館、○南畑公民館、○水谷公民館、○水谷東公民館、○水子貝塚資料館（管理G・学芸G）、○難波田城資料館（管理G・学芸G）、○学校給食センター ○小学校（11校）、中学校（6校）、○特別支援学校		
<監査委員>	事務局		併任（監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会）	
<公平委員会>				
<固定資産評価審査委員会>				

## 第2章 議会のあらまし

### 1 議員数

(1) 議員定数（令和6年4月1日現在）

条 例 定 数 (平成 16. 11. 30 議決)	現 員 数
21	21

\*任 期：令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 会派等別議員数（令和6年4月1日現在）

会派等	21・未来 クラブ	草の根	公明党	日 本 共 産 党	無 会 派 (立 憲)	無 会 派 (日本維新 の会)
人 員	6	5 (2)	4 (2)	4 (1)	1	1

( ) は女性議員の数

(3) 年齢別議員数（令和6年4月1日現在）

[平均年齢 52.43 歳]

当選回数 年齢	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	計
61 歳以上			1			2	3
56 歳～60 歳	2		1	2			5
51 歳～55 歳	1	3	1		1		6
46 歳～50 歳			2				2
41 歳～45 歳	1			1			2
36 歳～40 歳			2				2
31 歳～35 歳			1				1
30 歳以下							0
計	4	3	8	3	1	2	21

## 2 議会費及び議員報酬等

### (1) 議会費予算

令和6年度予算額 249,288千円

(単位：千円)

節	金額	節	金額
1 報酬	97,628	10 需用費	5,037
2 給料	23,781	11 役務費	63
3 職員手当等	57,357	12 委託料	14,739
4 共済費	36,760	13 使用料及び賃借料	2,621
7 報償費	82	17 備品購入費	253
8 旅費	1,573	18 負担金、補助及び交付金	8,994
9 交際費	400		

### (2) 議員報酬の推移

改定日付(適用)	平成11年12月1日	平成21年12月1日	平成30年4月1日
議長	441,000円	440,000円	450,000円
副議長	391,000円	390,000円	400,000円
議員	370,000円	369,000円	379,000円

### (3) 議員期末手当(令和6年4月1日適用)

6月	12月	年間	加算措置
2.075か月	2.075か月	4.15か月	20%

### (4) 費用弁償等

#### ①各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査費

[常任委員会 1人50,000円、議会運営委員会1人10,000円]

#### ②議会・委員会出席費用弁償の廃止 [2,400円 → H19.4.1廃止]

#### ③公務出張の際の日当の廃止 [議長2,300円、副議長・議員2,200円 → H19.4.1廃止]

(5) 政務活動費

\* 富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（令和4年12月27日条例第29号）

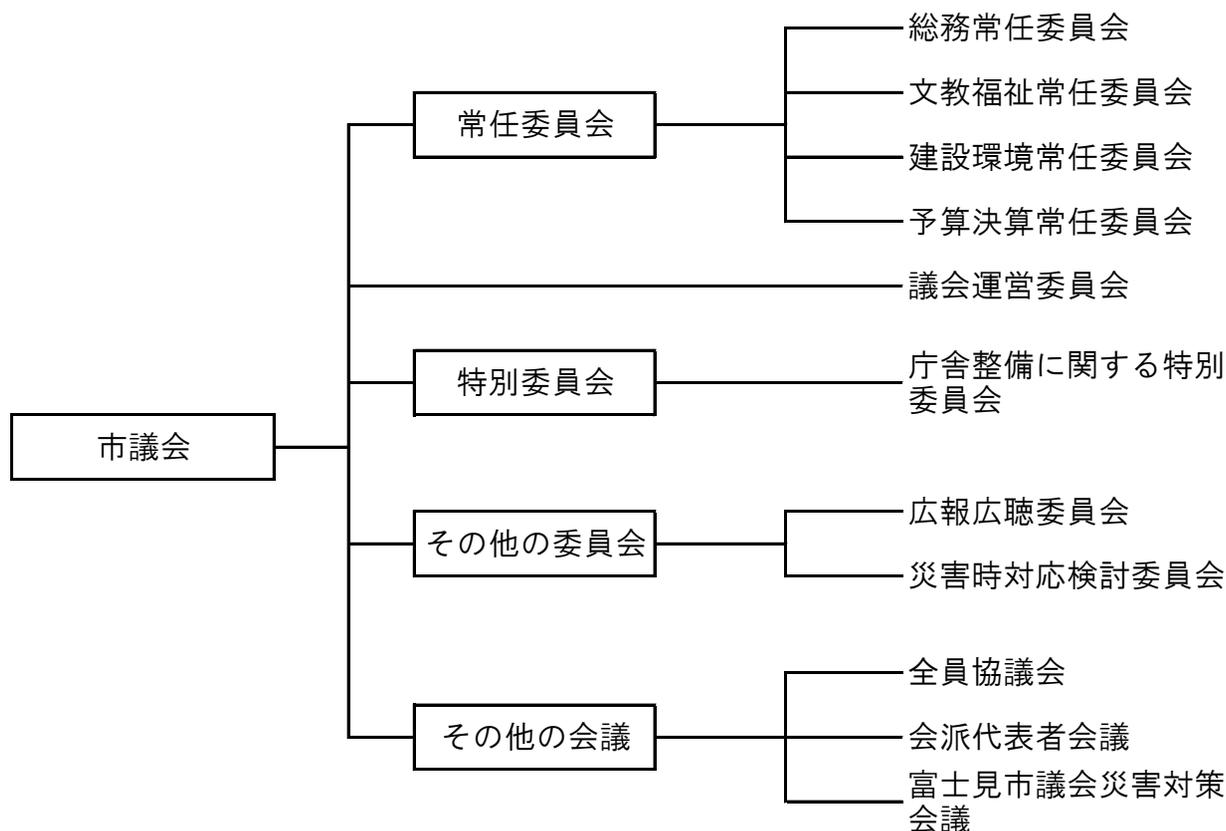
<政務活動費の推移>

☆会派及び会派に所属しない議員1人当たりの政務活動費（年額）

平成13年4月1日施行	平成15年4月1日改定	平成19年4月1日改定
120,000円	200,000円	240,000円

3 議会の組織

（令和6年4月1日現在）



(1) 常任委員会

①所管事項

（令和6年4月1日現在）

名称	定数	所管事務
総務	7人	危機管理課、総務部、政策財務部、市民部、会計室、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項(予算決算常任委員会が所管する事項を除く。)並びに他の常任委員会に属さない事項
文教福祉	7人	子ども未来部、健康福祉部及び教育委員会に関する事項(予算決算常任委員会が所管する事項を除く。)
建設環境	7人	協働推進部、経済環境部、都市整備部、建設部及び農業委員会に関する事項(予算決算常任委員会が所管する事項を除く。)
予算決算	21人	予算及び決算に関する事項

## (2) 議会運営委員会

①定 数 5人(令和3年4月13日改正)

②所管事項 ○会期及び議事日程に関する事項

○会議における議事進行に関する事項

○議会の選挙に関する事項

○議案及び請願、陳情等の取り扱いに関する事項

○議会運営に関する特定事項の調査研究

○その他議会運営につき必要と認めた事項

③委員の選出基準

●所属議員が5人までの会派は1人の委員を、6人以上は2人の委員を選出できる。

## (3) 特別委員会

常任委員会及び議会運営委員会のほかに、特定の事項を審査するために必要に応じて議会の議決を経て設置する。

○令和3年9月24日 庁舎整備に関する特別委員会を設置

## (4) 広報広聴委員会

地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場として設置した委員会。所属議員が5人以上の会派から2人、5人未満の会派から1人、会派に所属しない議員のうちから1人、選出された議員をもって構成する。

また、必要に応じて協力員を置くことができる。協力員は、議長、副議長及び委員会の委員を除く富士見市議会議員とする。

○令和5年4月1日 市議会だより編集委員会を廃止後、新たに設置

## (5) 災害時対応検討委員会

地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場として設置した委員会。議長、副議長及び会派の代表者をもって構成する。

市内で災害が発生した場合等には、「市議会災害対策会議」として被災情報の収集及び整理、富士見市災害対策本部への情報提供等を行う。

(6) 全員協議会

行政上の問題として議会が知っていなければならない問題又は議会内部の問題として連絡調整をする必要があると認めた場合に、議長が招集し、議員全員をもって構成する。

(7) 会派代表者会議

各会派間の連絡調整を図るため、正副議長及び会派の代表者によって構成する。議長が必要と認めるときに招集する。

(8) 議会事務局（令和6年4月1日現在）

定数6人（平成10年4月） → 現員6人（局長、次長、主査（1人）、主任（3人））、会計年度任用職員1人

## 4 議会運営（定例会の基本的な流れ）

(1) 請願及び陳情の締切り	◇告示後開かれる議会運営委員会開会日の9日前（休日含む）の正午（その日が休日の場合はその前日の正午） ◇修正提出の締切り：告示日の前日の正午 ※要望書は随時受付 ※締切り期限以降に提出された請願、陳情は、次の定例会で審議する
(2) 議会運営委員会協議会	・請願、陳情の内容確認
(3) 市政一般質問の通告期間	・受付開始：告示後開かれる議会運営委員会開催日の7日前（休日等含む）から ・締切り：議会運営委員会の前日（告示日）の正午まで
(4) 告示（議会開会日の7日前）	・執行部から議案書（写し）等送付 ・議長名で招集通知（議案書配付） ◇市政一般質問通告締切り（正午）
(5) 議会運営委員会 （告示日の翌日）	・議案、請願及び陳情、市政一般質問通告者、議案、請願及び陳情の委員会付託先、会期日程・初日の議事日程、その他諸提出物の締切り等確認 （終了後、確認された資料等を配付） ◇資料要求締切り [告示日から翌々日（休日を除く）の午後3時まで] ◇市政一般質問ヒアリング期限 [開会日以前4日以内（土・日等含まず）]
(6) 本会議前日	◇3月 一般会計当初予算総括質疑通告締切り（午後5時） ◇9月 決算審査意見書に対する質問通告締切り（午後5時） ◇請願・陳情の署名追加締切り（午後5時）

- (7) 本会議（初日）
- ◎ 議会運営委員会
    - ・提出された資料及び内容の確認（当日の午前9時までに執行部から送付される）
    - ・一般会計当初予算総括質疑通告（3月）、監査委員の決算審査意見書に対する質問通告者（9月）、日程の確認
  - ◎ 本会議
    - ・開会、議会運営委員長報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議長諸報告、施政方針・教育行政方針（3月）、委員会報告（継続審査・所管事務調査）、提出案件の公表、請願及び陳情の常任委員会付託、議案内容説明
- (8) 休会（2日）  
 (9) 本会議（1日～3日）
- (10) 予算決算常任委員会
- (11) 休会（1日）
- (12) 常任委員会・分科会  
 （総務・文教福祉・建設環境）  
 （1日目）  
 （2日目）
- (13) 本会議（市政一般質問）
- (14) 議会運営委員会
- （議案調査のため）
  - ・議案審議、報告、付託議案の総括質疑及び常任委員会へ付託
  - ※通常1日。3月は当初予算の総括質疑を「2日」追加
  - [本会議散会后]
  - 分科会の設置、各分科会への議案送付
  - （議案調査のため）
  - ・議案、請願及び陳情の審査
  - <＊案件等により変更あり>
  - ※3月及び9月は当初予算及び決算の審査があるので1委員会（分科会含む）2日間を予定
  - ◇議員提出議案（素案）の締切り（市政一般質問初日の前日の午後5時）
  - 原則1日4人（午前2人、午後2人）
  - ◇所管事務調査の申出締切り（午後5時）
  - ・議員提出議案（意見書、決議案等）素案の検討

(15) 本会議（市政一般質問）

(16) 予算決算常任委員会

◇議員提出議案の締切り（午後５時）

(17) 休会（２日）

（議案調査のため）

(18) 本会議（最終日）

・ 議員提出議案及び日程等の確認

◎議会運営委員会

・ 次回定例会の開会日及び議会運営委員会日程等確認

◎本会議

・ 各常任委員会委員長審査報告

質疑・討論・採決

・ 議員提出議案の審議

質疑・討論・採決

・ 閉会

※意見書等は可決されたものを国会又は関係行政機関へ送付する。

## 5 本会議及び委員会の開催状況及び付議件数

### ◎ 本 会 議

#### (1) 開催状況（令和5年1月～令和5年12月）

区 分	会 期	会期日数	本会議日数	会 議 時 間	傍 聴 者 数	
定 例 会	3月定例会	2月21日から 3月24日まで	32日間	10日間	38時間35分	69人
	5月臨時会	5月17日から 5月17日まで	1日間	1日間	1時間24分	0人
	6月定例会	5月30日から 6月21日まで	23日間	8日間	23時間31分	74人
	9月定例会	8月29日から 9月26日まで	29日間	8日間	30時間56分	47人
	11月臨時会	11月8日から 11月8日まで	1日間	1日間	1時間41分	0人
	12月定例会	11月28日から 12月20日まで	23日間	8日間	34時間 9分	69人

#### (2) 市長提出付議事件数（令和5年1月～令和5年12月）

##### <種 類 別>

地方自治法 第96条第1項 第1号(条例の制定・改廃)	28件
“ “ 第2号(予算)	31件
“ “ 第3号(決算)	9件
“ “ 第4号から第14号まで	8件
その他全ての議案(含む選任、諮問、推薦等)	8件
地方自治法 第179条(専決処分の承認)	3件
	<b>小 計 87件</b>
報告案件	10件
	<b>合 計 97件</b>

##### <議決形態別>

原案可決(承認、認定、同意等を含む)	87件
修正可決	0件
否 決(不認定含む)	0件
継続審査	0件
審議未了・廃案	0件
撤回	0件
	<b>合 計 87件</b>
	(報告案件10件含まず)

(3) 議員提出付議事件数（令和5年1月～令和5年12月）

＜種類別＞		＜議決態様別＞	
条例	2件	原案可決	19件
規則	1件	決定(選任、指定、当選)	0件
意見書	28件	修正可決	0件
決議	0件	否決	12件
その他	0件	継続審査	0件
合計	31件	審議未了・廃案	0件
		取り下げ・撤回	0件
		合計	31件

(4) 市政一般質問及び諸要件（令和5年1月～令和5年12月）

区分	所要日数	質問者数
3月定例会	5日	19人
5月臨時会	0日	0人
6月定例会	5日	19人
9月定例会	5日	17人
11月臨時会	0日	0人
12月定例会	5日	18人
合計	20日	73人

通告期間は、定例会を協議する議会運営委員会の開催日の7日前（休日等含む）から、議会運営委員会の前日の正午までとする。

- ① 質問順序は、質問通告書の受付順とし、順序の変更は認めない。
- ② 質問の通告内容は、詳細にする。
- ③ 質問時間は、答弁の時間を含めて、1人60分以内とする。
- ④ 1回目の質問は、登壇して一括で行う。
- ⑤ 2回目以降の質問は、質問席からの一問一答方式とする。
- ⑥ 質問回数の制限はしない。

(5) 請願・陳情件数及び諸要件（令和5年1月～令和5年12月）

① 請願・陳情件数

区分	採択	不採択	審議未了	議決不要	取り下げ	翌年へ継続	件数
請願	1	0	0	0	0	0	1
陳情	0	4	0	2	0	0	6
						合計	7

## ② 請願・陳情の提出要件及び取扱い等

- (1) 請願・陳情の提出締切日は、定例会を協議する議会運営委員会の開催日の9日前（休日含む）の正午までとする。ただし、その日が休日の場合は、その前日の正午までとする。
- (2) 請願には紹介議員（1人以上）の署名を必要とする。
- (3) 請願を付託する委員会の委員は、紹介議員とならない。
- (4) 請願・陳情書には、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所及び氏名（団体の場合にはその名称並びに代表者の住所及び氏名）を記載し、請願・陳情者が署名又は記名押印をする。
- (5) 鉛筆で記入された署名やコピーされた署名簿は無効とする。
- (6) 複数人による請願・陳情は、代表者を定め「外○人」とし、代表者の署名又は記名押印をし、署名簿を付ける。
- (7) 提出は1部とする。
- (8) 内容の変更は原則認めない。ただし、提出後、字句等の誤りによる訂正がある場合は、定例会開会日の2日前（休日を除く）までに、請願・陳情訂正願を議長あてに提出することとする。
- (9) 紹介議員の追加及び署名者の追加については、例外として議会開会の前日の午後5時までとする。
- (10) 道路・下水道等に関するものは、市道第〇〇号線などと明記し、位置や区間等をわかりやすく表示した「略図」を付ける。
- (11) 請願・陳情は、原則として所管の常任委員会に付託する。
- (12) 結論は、「採択」か「不採択」のいずれかとし、「みなし採択」はしない。
- (13) 郵送された陳情は要望書扱いとし、議員に写しを配付する。

## ③ 請願・陳情の取扱い基準

富士見市議会では請願・陳情の取扱いとして基本的に委員会に付託し審査をするが、議会運営委員会において、全会一致で以下の「陳情の取扱い基準」に該当すると判断された場合は、委員会に付託をせず配付のみとする。

ただし、議会運営委員会からの指摘事項に基づき提出者が修正をした場合は、委員会に付託することとする。

### 【陳情の取扱い基準】

- (1) 要望等がすでに達成されているもの
- (2) 1つの陳情に2つ以上の要旨が含まれるもの

- (3) 明確に市の事務や市議会の権限に属さないもの（国、県の権限に属する事項。ただし、県等への要望と明記されているものはその限りではない。）
- (4) 議会の判断（議会の議決）がなされた後、現議員の同一任期内で、当該議決がなされた定例会を除き、4回の定例会が経過していない同趣旨と認められるもの
- (5) 私人間において解決すべき内容が含まれているもの
- (6) 市長、職員、議員の身分に関するもの
- (7) 裁判で係争中または調停中のもの
- (8) 特定の個人や団体等を誹謗、中傷し、名誉棄損、信用失墜の恐れがあると判断したもの
- (9) 脅迫、恐喝等、公序良俗に反する用語の使用があるもの
- (10) その他、議長が議会の審査になじまないと判断したもの

## ◎ 委員会

### (1) 開催状況（令和5年1月～令和5年12月）

委員会名	委員会開催回数(回)			付託案件数(件)		傍聴者数(人)
	会期中	閉会中	計	議案	請願・陳情	
総務 常任委員会	5	2	7	14	3	29
文教福祉 常任委員会	4	4	8	16	1	6
建設環境 常任委員会	5	2	7	9	1	8
予算決算 常任委員会	8	0	8	34	0	0
議会運営 委員会	16	9	25	0	0	0
庁舎整備に関する 特別委員会	3	2	5	0	0	0
合計	42	18	60	73	5	37

### (2) 行政視察（令和5年1月～令和5年12月）

委員会	行政視察テーマ	実施日	視察先
総務 常任委員会	新庁舎整備事業について	令和5年8月7日	兵庫県伊丹市
		令和5年8月8日	京都府八幡市
文教福祉 常任委員会	部活動の地域移行について	令和5年8月2日	埼玉県戸田市 埼玉県白岡市
建設環境 常任委員会	空き家対策について	令和5年7月11日	東京都足立区
		令和5年11月1日	岐阜県各務原市
		令和5年11月2日	三重県伊賀市
議会運営 委員会	新庁舎整備に関わる議会運営について	令和5年11月10日	東京都府中市 埼玉県蕨市

(3) 委員会研修

委員会	研修テーマ	実施日	講師
建設環境 常任委員会	富士見市の空き家対策の現状と 課題について	令和5年7月10日	建設部 建築 指導課職員

## 6 会 議 録

(1) 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会では、録音機器による録音を行い、会議録の作成を業者に委託している。

○本会議会議録———原本のほか配付用（閲覧用）25部を作成。各会派をはじめ図書館、市の出先機関（図書コーナー）、国立国会図書館、埼玉県立図書館に配付  
会議録検索システムを導入し、市のホームページから閲覧可能

○委員会会議録———原本のほか閲覧用1部を作成。原本及び閲覧用会議録は、事務局にて保管

## 7 議会映像インターネット配信

(1) 開始時期 平成24年3月定例会から実施（平成23年12月定例会は試行的に実施）

(2) 概 要 富士見市議会のライブ映像及びVOD（ビデオ・オン・デマンド）映像の作成とインターネットを通じたストリーミング配信  
映像中継の対象は定例会本会議、臨時会本会議  
（平成28年4月からスマートフォン・タブレット・PCでの閲覧を可能とした）

(3) そ の 他 ・ 上記のライブ映像及びVOD映像のインターネット配信は、それぞれ100件の同時アクセスが可能。  
・ VOD映像のインターネット配信は、当該会議終了後5日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に配信  
・ カメラは議場内に3台設置。タッチパネル操作に連動して話者を自動撮影

(4) 議会映像配信の利用状況（過去5年間）

	録 画（平均件数）	ライブ（平均件数）
令和 元年	2, 614 （ 7）	4, 129（121）
2年	2, 204 （ 6）	4, 535（156）
3年	2, 619 （ 7）	4, 977（165）
4年	1, 220 （ 3）	5, 316（156）
5年	2, 248 （ 6）	8, 064（224）

※ 平均件数について

・ 録画は合計件数を1日当たりで算出したもの

・ ライブは合計件数を本会議開催日数当たりで算出したもの

## 8 議 会 報

- 名 称-----富士見市議会だより  
 編集機関-----広報広聴委員会  
 創 刊-----創刊号（昭和52年6月10日発行）  
                   第28号（昭和58年4月25日発行）から総務常任委員会が編集  
                   第187号（令和3年5月20日発行）から市議会だより編集委員会が編集  
                   第195号（令和5年5月20日発行）から広報広聴委員会が編集  
 規 格-----A3判（製本・右とじ）フルカラー  
                   平成9年7月25日（91号）から現在の規格となる。  
                   平成16年4月25日（119号）から全ての挿入写真をカラーとする。  
                   平成17年度から広報富士見に合わせ、1日発行としていたが、126号  
                   から納品日（20日）を発行日とする。  
                   \*3月定例会報告                  8ページ構成  
                   \*6・9・12月定例会報告          4ページ構成  
 主な掲載-----1ページ          特集記事等  
 項目          2～3ページ  市政一般質問（質問者が規定の範囲内で寄稿）  
                   4ページ          議案等審議結果（議員賛否一覧）、主な議案の審議結果、  
                                   請願、陳情の審議結果、可決された意見書、決議等  
                   8ページ構成の場合、上記の他に一般会計予算に対する討論、議会の活動  
                   報告などを掲載する。改選期は臨時会の報告や新議員の紹介などを掲載す  
                   る。  
 発行回数-----年4回（発行日  5月20日、8月20日、11月20日、2月20日）  
 配付方法-----印刷業者 ⇒ 各町会長 ⇒ 各班長 ⇒ 各戸  
                   一部地域でシルバー人材センターに配布を委託している。

## 9 意見交換会（令和5年1月～令和5年12月）

開 催 日	出席議員	実施場所	対 象 者	テ ー マ
1月11日 (水)	文教福祉 常任委員会	全員協議会室	富士見市学校給食 センター運営委員 会	学校給食について
1月24日 (火)	建設環境 常任委員会	全員協議会室	富士見市内の認定 農業者	富士見市の農業の目 指すところと課題

## 10 議員研修

研修テーマ：富士見市の河川防災・治水対策

実施日：令和5年11月7日

講 師：埼玉県県土整備部川越県土整備事務所 河川担当課長 沼野 貴則 氏

[資料1]

市長提出議案一覧及び審議結果（令和5年1月～令和5年12月）

第1回定例会（令和5年2月21日～令和5年3月24日）

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
1	富士見市こども家庭福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
2	富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
3	市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
4	富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
5	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
6	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
7	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
8	富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
9	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
10	富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
11	富士見市立みずほ学園条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
12	富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決

<資料編>

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
13	富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
14	富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
15	富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	2月21日	3月24日	原案可決
16	令和4年度富士見市一般会計補正予算（第10号）	2月21日	3月24日	原案可決
17	令和4年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	2月21日	3月24日	原案可決
18	令和4年度富士見市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	2月21日	3月24日	原案可決
19	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	2月21日	3月24日	原案可決
20	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	2月21日	3月24日	原案可決
21	令和4年度富士見市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	2月21日	3月24日	原案可決
22	令和5年度富士見市一般会計予算	2月21日	3月24日	原案可決
23	令和5年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	2月21日	3月24日	原案可決
24	令和5年度富士見市介護保険特別会計予算	2月21日	3月24日	原案可決
25	令和5年度富士見市後期高齢者医療事業特別会計予算	2月21日	3月24日	原案可決
26	令和5年度富士見市水道事業会計予算	2月21日	3月24日	原案可決
27	令和5年度富士見市下水道事業会計予算	2月21日	3月24日	原案可決
28	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計予算	2月21日	3月24日	原案可決

＜資料編＞

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
29	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計予算	2月21日	3月24日	原案可決
30	町の区域を新たに画することについて	2月21日	3月24日	原案可決
31	工事変更請負契約の締結について	2月21日	3月24日	原案可決
32	工事請負契約の締結について	2月21日	3月24日	原案可決
33	富士見市教育委員会教育長の任命について	2月21日	2月27日	同意
34	富士見市公平委員会委員の選任について	2月21日	2月27日	同意
35	富士見市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2月21日	2月27日	同意
36	富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月13日	3月24日	原案可決
37	令和4年度富士見市一般会計補正予算（第11号）	3月13日	3月24日	原案可決
38	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第1号）	3月13日	3月24日	原案可決
39	工事変更請負契約の締結について	3月13日	3月24日	原案可決
諮問1	人権擁護委員の推薦について	2月21日	2月27日	同意

**第1回臨時会（令和5年5月17日）**

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
40	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第2号）	5月17日	5月17日	原案可決

第2回定例会（令和5年5月30日～令和5年6月21日）

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
41	富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について	5月30日	6月21日	原案可決
42	富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	5月30日	6月21日	原案可決
43	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5月30日	6月21日	原案可決
44	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5月30日	6月21日	原案可決
45	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第3号）	5月30日	6月21日	原案可決
46	富士見市道路線の変更について	5月30日	6月21日	原案可決
47	工事変更請負契約の締結について	5月30日	6月21日	原案可決
48	専決処分の承認を求めることについて	5月30日	6月21日	承認
49	専決処分の承認を求めることについて	5月30日	6月21日	承認
50	専決処分の承認を求めることについて	5月30日	6月21日	承認
51	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第4号）	6月9日	6月21日	原案可決
52	工事変更請負契約の締結について	6月9日	6月21日	原案可決
報告1	令和4年度富士見市一般会計継続費繰越計算書について	5月30日	6月2日	報告
報告2	令和4年度富士見市下水道事業会計継続費繰越計算書について	5月30日	6月2日	報告
報告3	令和4年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書について	5月30日	6月2日	報告

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
報告4	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	5月30日	6月2日	報告
報告5	令和4年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について	5月30日	6月2日	報告
報告6	令和4年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について	5月30日	6月2日	報告
諮問2	人権擁護委員の推薦について	5月30日	6月2日	同意

### 第3回定例会（令和5年8月29日～令和5年9月26日）

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
53	富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	9月26日	原案可決
54	富士見市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	9月26日	原案可決
55	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	9月26日	原案可決
56	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第5号）	8月29日	9月26日	原案可決
57	令和5年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	8月29日	9月26日	原案可決
58	令和5年度富士見市介護保険特別会計補正予算（第1号）	8月29日	9月26日	原案可決
59	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	8月29日	9月26日	原案可決
60	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	8月29日	9月26日	原案可決
61	令和4年度富士見市一般会計歳入歳出決算認定について	8月29日	9月26日	認定
62	令和4年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	8月29日	9月26日	認定

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
63	令和4年度富士見市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	8月29日	9月26日	認定
64	令和4年度富士見市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	8月29日	9月26日	認定
65	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	8月29日	9月26日	認定
66	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	8月29日	9月26日	認定
67	令和4年度富士見市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	8月29日	9月26日	認定
68	令和4年度富士見市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	8月29日	9月26日	原案可決及び認定
69	令和4年度富士見市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	8月29日	9月26日	原案可決及び認定
70	富士見市道路線の廃止について	8月29日	9月26日	原案可決
71	富士見市道路線の変更について	8月29日	9月26日	原案可決
諮問3	人権擁護委員の推薦について	8月29日	9月1日	同意
諮問4	人権擁護委員の推薦について	8月29日	9月1日	同意

## 第2回臨時会（令和5年11月8日）

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
72	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第6号）	11月8日	11月8日	原案可決
73	財産の取得について	11月8日	11月8日	原案可決

第4回定例会（令和5年11月28日～令和5年12月20日）

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
74	富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月28日	12月20日	原案可決
75	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11月28日	12月20日	原案可決
76	富士見市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月28日	12月20日	原案可決
77	富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	11月28日	12月20日	原案可決
78	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第7号）	11月28日	12月20日	原案可決
79	令和5年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	11月28日	12月20日	原案可決
80	令和5年度富士見市介護保険特別会計補正予算（第2号）	11月28日	12月20日	原案可決
81	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	11月28日	12月20日	原案可決
82	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	11月28日	12月20日	原案可決
83	公の施設の指定管理者の指定について	11月28日	12月20日	原案可決
84	富士見市道路線の認定について	11月28日	12月20日	原案可決
85	富士見市道路線の変更について	11月28日	12月20日	原案可決
86	富士見市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	12月8日	12月20日	原案可決
87	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第8号）	12月8日	12月20日	原案可決

[資料2]

議員提出議案一覧及び審議結果（令和5年1月～令和5年12月）

1 意見書

議案番号	件名	議決月日	審議結果	送付先
4	新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について	3月24日	原案可決	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
5	地域の脱炭素化の促進を求める意見書の提出について	3月24日	原案可決	内閣総理大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣
6	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出について	3月24日	原案可決	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
7	新型コロナウイルス感染症「5類」への引き下げ方針の撤回を求める意見書の提出について	3月24日	否決	
8	放送法の「政治的公平」をめぐる問題の徹底究明を求める意見書の提出について	3月24日	否決	
9	「原発回帰」方針を撤回し、再生可能エネルギーの本格的な推進を求める意見書の提出について	3月24日	否決	
10	全国最低賃金の再改定を求める意見書の提出について	6月21日	否決	
11	重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者拡大を埼玉県に求める意見書の提出について	3月24日	原案可決	埼玉県知事
12	教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出について	6月21日	原案可決	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣
13	マイナンバーカードとの一体化による健康保険証の廃止撤回を求める意見書の提出について	6月21日	否決	

議案番号	件名	議決月日	審議結果	送付先
14	持続可能な食と農の仕組みづくりを求める意見書の提出について	6月21日	原案可決	内閣総理大臣 農林水産大臣
15	学費無償化に向け、高等教育（大学・短大・専門学校）の学費をただちに半額に資、入学金を廃止することを求める意見書の提出について	6月21日	否決	
16	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について	6月21日	原案可決	内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣
17	薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書の提出について	6月21日	原案可決	内閣総理大臣 厚生労働大臣
18	出入国管理及び難民認定法の抜本的見直し等を求める意見書の提出について	6月21日	否決	
19	LGBT理解増進法の慎重な運用を求める意見書の提出について	9月26日	原案可決	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 法務大臣
20	物価高に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書の提出について	9月26日	否決	
21	汚染水の海洋への放出中止を国に求める意見書の提出について	9月26日	否決	
22	学校における「指導死」をなくすための法律の制定等に関する条例の制定について	9月26日	原案可決	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣
23	県水道料金20%引上げ試算を見直し、料金引上げを回避することを求める意見書の提出について	9月26日	否決	
24	ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」の発動を求める意見書の提出について	9月26日	原案可決	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣

議案番号	件名	議決月日	審議結果	送付先
25	オスプレイ墜落事故の原因究明と飛行停止、全面撤去を求める意見書の提出について	12月20日	否決	
26	医療・介護・障害福祉の分野における処遇改善等を求める意見書の提出について	12月20日	原案可決	財務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣
27	食品ロス削減へのさらなる推進を求める意見書の提出について	12月20日	原案可決	文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 環境大臣 内閣府特命担当大臣（こども政策） 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
28	認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について	12月20日	原案可決	総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣
29	消費税の減税を求める意見書の提出について	12月20日	否決	
30	介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について	12月20日	原案可決	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
31	ガザ攻撃中止と即時停戦・休戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について	12月20日	原案可決	内閣総理大臣 外務大臣

## 2 決議

議案番号	件名	議決月日	審議結果	備考
—	—	—	—	—

### 3 条例・規約

議案番号	件名	議決月日	審議結果	備考
1	富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	2月27日	原案可決	—
2	富士見市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決	—
3	富士見市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	3月24日	原案可決	—

### 4 その他

議案番号	件名	議決月日	審議結果
選挙1	富士見市議会議長選挙について	3月24日	議長に田中栄志議員を当選人に決定
選挙2	富士見市議会副議長選挙について	3月24日	副議長に深瀬優子議員を当選人に決定
選任1	議会運営委員会委員の選任について	3月24日	議会運営委員会委員に勝山祥議員を選任
選任2	常任委員会委員の選任について	3月24日	総務常任委員会委員に佐野正幸議員、根岸操議員、伊勢田幸正議員、村元寛議員、宮尾玲議員、関野兼太郎議員、篠田剛議員を選任し、文教福祉常任委員会委員に加賀奈々恵議員、木村邦憲議員、尾崎孝好議員、斉藤隆浩議員、篠原通裕議員、深瀬優子議員、勝山祥議員を選任し、建設環境常任委員会委員に小泉陽議員、田中栄志議員、熊谷麗議員、山下淑子議員、今成優太議員、小川匠議員、川畑勝弘議員を選任し、予算決算常任委員会委員に全議員を選任
選挙3	入間東部地区事務組合議員補欠選挙について	5月30日	斉藤隆浩議員を当選人に決定

議案 番号	件 名	議決月日	審 議 結 果
派遣1	議員派遣について	6月21日	派遣決定
派遣2	議員派遣について	9月26日	派遣決定
派遣3	議員派遣について	12月1日	派遣決定
派遣4	議員派遣について	12月20日	派遣決定

[資料3]

請願・陳情一覧及び審議結果（令和5年1月～令和5年12月）

<請願>

受理番号	件名	付議月日	議決月日	結果
1	子ども達に安全でおいしい給食を提供するために富士見市学校給食センターの建て替えを求める請願	令和4年11月29日	2月21日	採択

<陳情>

受理番号	件名	付議月日	議決月日	結果
1	「公設プール」実現を求める陳情書	2月21日	3月24日	不採択
2	「安全保障3文書」閣議決定の撤回を求め、政府に意見書を提出することを求める陳情	2月21日	3月24日	不採択
3	「健康保険証廃止」を中止するよう国へ意見書提出を求める陳情書	8月29日	9月26日	不採択
6	「健康保険証廃止の中止を求めるための意見書」を国に提出することを求める陳情	8月29日	9月26日	不採択

※陳情の受理番号4及び5については、議員への配付の対応となりました。

[資料4]

歴代の正副議長

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就 任	退 任	代	氏 名	就 任	退 任
1	一 木 正 夫	昭和46.4	昭和48.3	1	増 田 八 郎	昭和46.4	昭和48.3
2	島 田 善 吉	48.4	49.3	2	川 上 豊 作	48.4	49.4
3	島 田 善 吉	49.4	50.3	3	梶 初五郎	49.4	50.4
4	安 藤 正 二	50.4	51.4	4	増 田 米 造	50.4	51.4
5	増 田 八 郎	51.4	52.3	5	小 川 春 男	51.4	52.3
6	増 田 米 造	52.4	53.6	6	鈴 木 二 郎	52.4	53.6
7	梶 初五郎	53.6	54.5	7	島 田 喜 一	53.6	54.5
8	斎 藤 丑五郎	54.5	55.4	8	渋谷 貞 夫	54.5	55.4
9	小 川 春 男	55.4	56.3	9	萩 原 庄 市	55.4	56.3
10	星 野 定太郎	56.4	57.5	10	田 中 伊佐雄	56.4	57.5
11	島 田 喜 一	57.5	58.5	11	松 本 満 房	57.5	58.5
12	萩 原 庄 市	58.5	59.5	12	山 田 五 郎	58.5	59.5
13	桶 田 善次郎	59.5	60.3	13	大 澤 英 雄	59.5	60.3
14	田 中 伊佐雄	60.4	61.5	14	萩 原 定次郎	60.4	61.5
15	金 子 昇	61.5	62.6	15	浦 野 清	61.5	62.6
16	松 本 満 房	62.6	63.6	16	村 上 守	62.6	63.6
17	渋谷 貞 夫	63.6	平成元.3	17	林 源 吉	63.6	平成元.3
18	大 澤 英 雄	平成元.4	2.4	18	渋谷 儀 一	平成元.4	2.4
19	飛田和 忠 夫	2.4	3.5	19	渡 邊 巖	2.4	3.5
20	吉 野 一 成	3.5	4.4	20	細 谷 政 雄	3.5	4.5
21	渋谷 儀 一	4.4	5.3	21	金 子 春 男	4.5	5.3
22	浦 野 清	5.4	6.4	22	田 中 堅 一	5.4	6.4
23	林 源 吉	6.4	7.5	23	尾 崎 清	6.4	7.5
24	新 井 健	7.5	8.5	24	高 野 孟	7.5	8.5
25	田 中 堅 一	8.5	9.3	25	梶 兼 三	8.5	9.3
26	田 中 伊佐雄	9.4	10.9	26	斉 藤 重 治	9.4	10.6
27	渡 邊 巖	10.9	12.5	27	谷 本 善 江	10.6	11.6
				28	桑 原 福 治	11.6	12.5
28	斉 藤 重 治	12.5	13.3	29	柳 田 政 男	12.5	13.3
29	梶 兼 三	13.4	15.3	30	星 野 信 吾	13.4	14.4
				31	佐 藤 勝 博	14.4	15.3
30	柳 田 政 男	15.3	17.3	32	石 川 新 一 郎	15.3	16.3
				33	金 子 茂 一	16.3	17.3

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就 任	退 任	代	氏 名	就 任	退 任
31	星 野 信 吾	17. 4	19. 3	34	井 上 恭 子	17. 4	18. 3
				35	深 井 平 次	18. 3	19. 3
32	金 子 茂 一	19. 3	21. 3	36	関 野 兼太郎	19. 3	20. 3
				37	池内 八十四郎	20. 3	21. 3
33	深 井 平 次	21. 4	22. 3	38	吉 野 欽 三	21. 4	22. 3
34	井 上 恭 子	22. 3	23. 4	39	鈴 木 光 男	22. 3	23. 4
35	関 野 兼太郎	23. 4	25. 3	40	津 波 信 子	23. 4	24. 3
				41	藤 屋 喜代美	24. 3	25. 3
36	吉 野 欽 三	25. 4	27. 3	42	根 岸 操	25. 4	27. 3
37	津 波 信 子	27. 3	29. 3	43	尾 崎 孝 好	27. 3	29. 3
38	尾 崎 孝 好	29. 4	31. 3	44	篠 田 剛	29. 4	30. 3
				45	八 子 朋 弘	30. 3	31. 1
39	篠 田 剛	31. 3	令和3. 3	46	斉 藤 隆 浩	31. 2	令和2. 3
				47	田 中 栄 志	令和2. 3	3. 3
40	斉 藤 隆 浩	令和3. 4	5. 3	48	今 成 優 太	3. 4	4. 3
				49	勝 山 祥	4. 3	5. 3
41	田 中 栄 志	5. 3	現 在	50	深 瀬 優 子	5. 3	現 在

[資料5]

議 員 名 簿

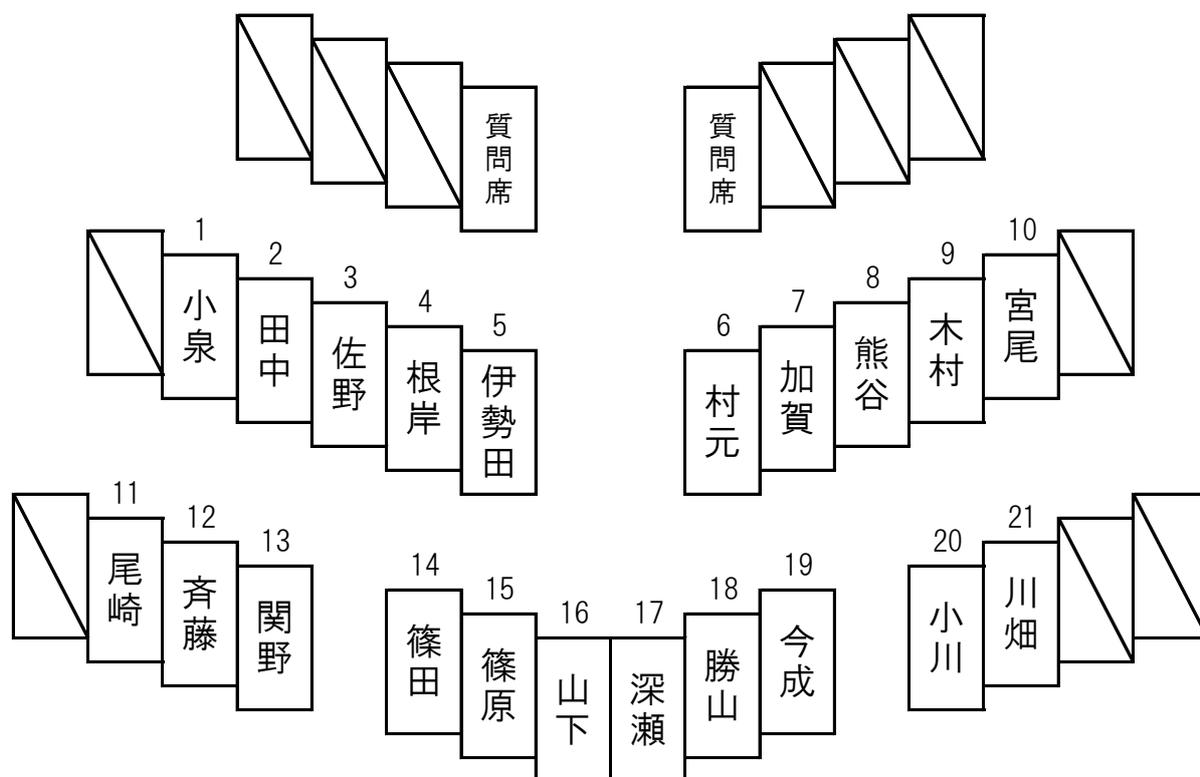
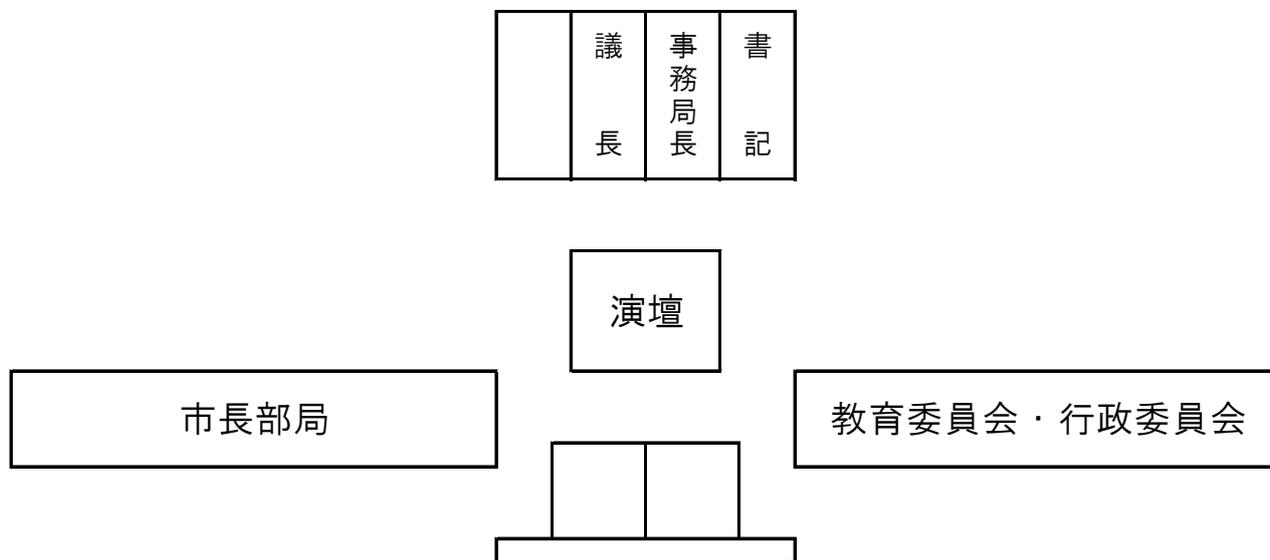
(令和6年4月1日現在)

議席 番号	氏 名	所 属 委 員 会	会 派 名
1	小 泉 陽	建設環境常任委員会	21・未来クラブ
2	田 中 栄 志	建設環境常任委員会	21・未来クラブ
3	佐 野 正 幸	総務常任委員会	21・未来クラブ
4	根 岸 操	総務常任委員会	無会派(立 憲)
5	伊勢田 幸 正	総務常任委員会	無会派(日本維新の会)
6	村 元 寛	総務常任委員会	草 の 根
7	加 賀 奈々恵	文教福祉常任委員会	草 の 根
8	熊 谷 麗	建設環境常任委員会	草 の 根
9	木 村 邦 憲	文教福祉常任委員会	日本共産党
10	宮 尾 玲	総務常任委員会	日本共産党
11	尾 崎 孝 好	文教福祉常任委員会	21・未来クラブ
12	斉 藤 隆 浩	文教福祉常任委員会	21・未来クラブ
13	関 野 兼太郎	総務常任委員会	21・未来クラブ
14	篠 田 剛	総務常任委員会	公 明 党
15	篠 原 通 裕	文教福祉常任委員会	公 明 党
16	山 下 淑 子	建設環境常任委員会	公 明 党
17	深 瀬 優 子	文教福祉常任委員会	公 明 党
18	勝 山 祥	文教福祉常任委員会	草 の 根
19	今 成 優 太	建設環境常任委員会	草 の 根
20	小 川 匠	建設環境常任委員会	日本共産党
21	川 畑 勝 弘	建設環境常任委員会	日本共産党

[議員任期：令和3年4月1日～令和7年3月31日]

[資料6]

議場内議席図

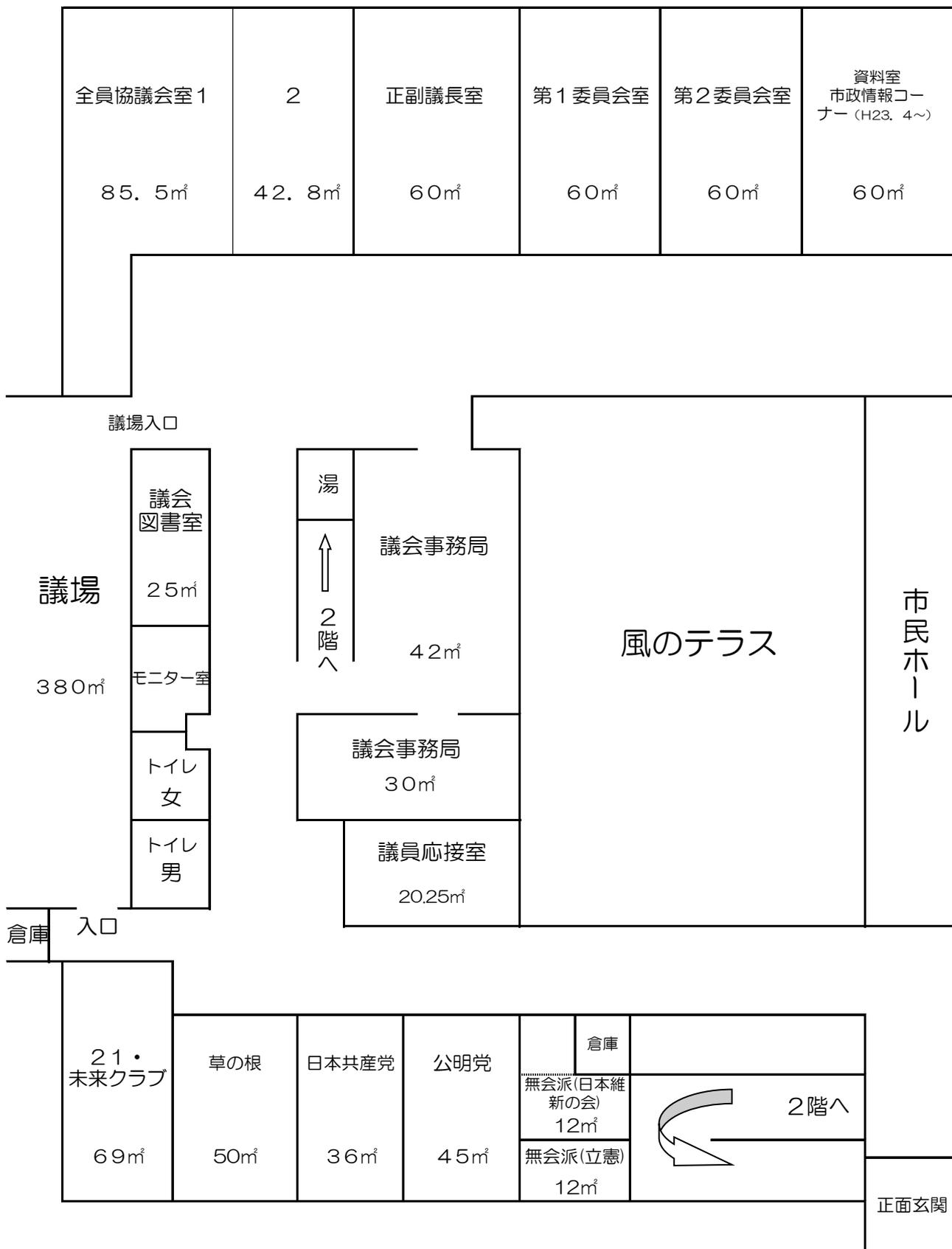


\* 質問席は、市政一般質問の再質問の際に使用

傍聴席 60席

[資料7]

議会棟平面図



[資料8]

富士見市議会基本条例

平成23年12月21日

条例第12号

改正 平成25年2月20日条例第4号 平成29年12月27日条例第33号  
令和4年3月17日条例第11号 令和4年12月27日条例第28号  
令和5年3月24日条例第18号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第9条）

第5章 自由討議の拡大（第10条）

第6章 政務活動費（第11条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条—第17条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第18条—第20条）

第9章 最高規範性で見直し手続（第21条・第22条）

第10章 雑則（第23条）

附則

地方自治体が自らの意思と責任において、組織と運営にかかわる様々なことを決定し、実行する時代を迎えています。

さらに、市民のニーズは、ますます多様化し、複雑化しており、富士見市議会が担う役割と責任はこれまで以上に大きくなっています。

議会の議員も市長も直接選挙で選ばれる二元代表制の下、富士見市議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第8条に規定された「市議会の責務」を忠実に履行し、合議制による最高意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう

努めます。

また、自由かつ達な議論を通じて、市政の論点を明らかにし、市政運営が適正に行われるよう調査と監視機能を果たしていくとともに、たゆまぬ自己研さんを重ねることにより、政策立案能力を高めていきます。

あわせて、徹底した情報公開により、公平性と透明性を維持し議論を進め、市民にとって、何が最善かの観点から結論を導き説明責任を十分に果たしていくとともに市民の議会への参加を促す創意と工夫に努めます。

以上、富士見市議会は、市民の負託に全力で応えていくことを誓い、ここに富士見市議会基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的事項及び議会の活性化に関する事項を定めることにより、市民の負託に的確に答える議会運営を図り、もって市民福祉の向上と持続的な市勢の伸展に寄与することを目的とする。

### (市民の定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価をすること。
- (4) 自由かつ達な議論を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (5) 市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めること。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 個別事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政治上の主義、理念、政策等を共有する2人以上の議員をもって構成し、活動する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民との情報共有)

第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を原則公開する。

- 2 議会は、市民に対し、その有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。
- 3 議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を年1回以上設けるものとする。

### 第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等の執行機関（その補助職員を含む。（以下「市長等」という。）とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議又は委員会における議員の質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対して反問することができる。

(重要な政策等の説明)

第8条 議会は、市が行う政策、施策、計画等（以下「政策等」という。）について、議

会が必要であると認めるものに関し当該政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 政策等の策定に至った経緯及び理由
- (2) 他の自治体に同一又は類似の政策等との比較検討
- (3) 政策等の策定に至るまでの過程における市民との連携の内容
- (4) 関係法令、基本構想及び基本構想に基づく基本計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等

（法第96条第2項の議決事件）

第9条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等は市民に対する責任を共に担い、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止
- (3) 富士見市都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止

#### 第5章 自由討議の拡大

（自由討議による合意形成）

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議を行い、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互間の自由討議を拡大するよう努めるものとする。

#### 第6章 政務活動費

（政務活動費）

第11条 会派及び会派に所属しない議員は、富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（令和4年条例第29号）第2条に規定する政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費の収支報告書について自ら説明責任を果たすものとする。

## 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

### （調査制度の活用）

第12条 議会は、議案の審議に当たっては、法の規定による専門的事項に係る調査制度、公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

### （議員研修の充実強化）

第13条 議会は、議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

### （議員図書室の充実）

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議員図書室の充実に努めるものとする。

### （議会広報の充実）

第15条 議会は、様々な情報媒体を活用することにより、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知するよう努めなければならない。

### （情報通信技術の積極的活用）

第16条 議会は、タブレット端末等の情報機器の利用その他の情報通信技術の積極的な活用の推進により、議会及び議員の活動に資するものとする。

### （議会事務局の充実）

第17条 議会は、議会の政策の立案及び形成の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務に係る機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

## 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### （議員の政治倫理）

第18条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

### （議員定数）

第19条 議員の定数は、富士見市議会議員定数条例（平成14年条例第21号。以下「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 前項の議案の提出があったときは、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第20条 議員の議員報酬は、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年条例第16号。以下「議員報酬等条例」という。)に定めるところによる。

2 議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 前項の議案の提出があったときは、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。

#### 第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員がこの条例の理念を共有するため、一般選挙を経た議員の任期が開始したときは、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第22条 議会は、一般選挙を経た議員の任期が開始したとき、又は議会が必要と認めたときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、条例及び規則の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第10章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第4号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則(平成29年12月27日条例33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月17日条例11号）  
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例18号）  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 富士見市議会の概要

発行 令和6年5月  
〒354-8511  
埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1  
TEL 049-265-7800 (ダイヤルイン)  
049-251-2711 (内線 165・166)  
FAX 049-255-9637  
富士見市ホームページアドレス  
<http://www.city.fujimi.saitama.jp>  
編集 富士見市議会事務局